

施設における口腔健康管理

令和3年度の介護報酬改定で運営基準上で新たに設けられた「口腔衛生の管理」については経過措置が設けられた上で令和6年4月から実施が義務化されました。上位区分でLIFEに対応することを要件とした口腔衛生管理加算についても詳しく解説していただきます。様式の記入の仕方など、日頃、疑問に思っていたところを解決できるチャンスです。ぜひ、ご参加ください。

日時

令和7年2月12日（水） 13:00～15:00

場所

Zoom（定員30名）

延期になっていた
研修の再案内です

講師

大分県歯科衛生士会副会長
地域密着型特別養護老人ホームBASARA
主任介護支援専門員 原 徳美氏

〈略歴〉

大分歯科衛生士専門学校 卒業
日本栄養治療学会 JSPEN 評議員
日本歯科衛生士会 障害者指導認定歯科衛生士
在宅認定歯科衛生士

参加費

会員：無料 非会員1,000円

（振込先）大分銀行 戸次支店 普通 5219825

大分市介護支援専門員協会事務局長 三浦紀代美

令和6年1月31日までに振込お願いします

対象

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、介護付有料老人ホームでケアマネジャーまたは計画作成担当等として従事している介護支援専門の資格をお持ちの方

申込
締切

令和 6年1月31日（金）

右記QRコードよりお申込みください



【問い合わせ先】

大分市介護支援専門協会 施設ケアマネ委員会 担当：坂下
TEL 097-521-6151（老人保健施設メディトピアこが）